

幸区役所「ラウンジヤマブキ」設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民に親しまれ快適で利用しやすい区役所づくりを目指し、幸区役所来庁者の憩いの場とするため、幸区役所「ラウンジヤマブキ」（以下「ラウンジ」という。）を設置し、その運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ラウンジは、川崎市庁舎管理規則（昭和43年規則第76号）（以下「規則」という。）に基づき、幸区役所4階に設置する。

(利用日時)

第3条 ラウンジの利用日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日の、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用者)

第4条 利用者は、幸区役所来庁者とする。

(利用内容)

第5条 規則第11条に基づく許可を受けた者は、ラウンジにおいて、午前11時から午後2時30分まで、弁当の販売ができるものとする。

2 ラウンジは、飲食を目的に利用できるものとする。

(利用制限)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 悪臭、騒音又は大声を発する等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。

(2) 施設等を汚損する行為をすること。

(3) 長時間の滞留、睡眠及び荷物等の留置き等により、他の利用を妨げる行為をすること。

(4) その他施設の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 区長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある行為をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(庶務)

第7条 ラウンジに関する庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ラウンジに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。